明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第二十条の三第一項の表に次のように加える。

租税特別措置法第六十六条の十一の四第四項	第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項
	第二項	同条第一項の規定により読み替えられた第二項
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項	法第六十六条の十一の四第三項第三号	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法（第一号及び次項において「読替え後の法」という。）第六十六条の十一の四第三号
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項第一号	同条第一項	読替え後の法第六十六条の十一の四第一項
	連結事業年度で法第六十八条の九十六の二第一項	事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第六十六条の十一の四第一項
	各連結事業年度	各事業年度
	連結事業年度に	事業年度に
	連結欠損金額のうちに超過控除対象額（同条第二項	個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この号において同じ。）のうちに超過控除対象額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第六十六条の十一の四第二項
	又は個別超過控除対象額（同条第二項に規定する個別超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）がある	がある
	連結欠損金額に係る超過控除対象額	個別欠損金額に係る超過控除対象額
	同条第二項第二号ロ、ニ及びホ	同条第二項第二号ロ及びハ
	合計額（最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係る当該認定事業適応法人の個別超過控除対象額並びにその計算の基礎となつた同号ロ及びニに掲げる金額の合計額）	合計額
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項	金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額	金額

第二十条の三第二項の表法人税法第五十九条第四項の項の次に次のように加える。

租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項	（法人税法	（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法人税法
	特例対象欠損金額（法	特例対象欠損金額（読替え後の法
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項第一号	法	読替え後の法
	損金の額	損金の額又は個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。）
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項第二号	法	読替え後の法
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項第三号	法人税法	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法人税法
租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項	青色申告書を提出する法人	連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。）
	において法人税法	において地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法人税法（以下この条において「読替え後の法人税法」という。）
	欠損金額	個別欠損金額
	租税特別措置法	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法
租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項第一号	法人税法	読替え後の法人税法
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項	欠損金額の	個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。第一号及び第二号において同じ。）の
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号	欠損金額（法人税法	個別欠損金額（読替え後の法人税法
	第六項	地方税法施行令第二十条の三第三項
	欠損金額と	個別欠損金額と